

Aターン企業面接交通費助成金交付要綱

(目的)

第1条 財団法人秋田県ふるさと定住機構（以下「機構」という。）は、秋田県、秋田労働局、秋田県内公共職業安定所及び機構が実施するAターン就職促進事業において、県内企業が求める人材と県外の有能な人材とのマッチングにより、Aターン就職の促進及び産業の振興を図るため、Aターン希望登録者（以下「登録者」という。）と県内企業との採用面接に要する経費を予算の範囲内において、Aターン企業面接交通費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その助成金の交付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Aターン 秋田県へのUターン、Iターン、Jターンの総称をいう。
- (2) 県内企業 秋田県内に就業場所となる事業所を開設している、若しくは当該事業所を開設する見込みのある企業をいう。
- (3) マッチング 秋田県東京事務所（Aターンプラザ秋田。以下「プラザ」という。）が、県内企業が求める人材と相応の職務経験を持つ登録者を直接結びつける行為をいう。
- (4) Aターン希望登録者 Aターン就職希望者基本台帳に登録した者をいう。
- (5) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の在する領域をいう。）における旅行をいう。
- (6) 登録者の住所地 Aターン就職希望者基本台帳に登録している住所をいう。
- (7) 県内企業との面接地 県内企業が登録者との採用面接を行う住所をいう。
- (8) リクエスト制度 公開を希望する登録者を掲載したAターン登録者情報から、県内企業が面接したい者をリクエストする制度をいう。

(助成金の対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、秋田県内の事業所への就業を目的とした県内企業との採用面接にあたって、登録者がその全部又は一部を支出した次の各号に掲げる経費とする。ただし、内国旅行に限るものとする。なお、採用に至らなかった場合も同様とする。

- (1) 鉄道賃（鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金による。）
登録者の住所地の最寄り駅から県内企業との面接地の最寄り駅までの往復鉄道賃とする。
- (2) 航空賃（航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。）
登録者の住所地の最寄り空港から県内企業との面接地の最寄り空港までの往復航空賃とする。

2 登録者は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法による旅行に努めなければならない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、登録者が支出した対象経費の和とする。ただし、領収書又はその写しで当該支出を証明できるものに限る。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする登録者は、第3条に規定する経費を支出した後1ヵ月以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、プラザに提出しなければならない。

- (1) 申請者が支出した経費の領収書又はその写し
- (2) Aターン企業面接交通費助成金面接証明書(別紙)
- (3) 申請者が旅行した経路及び方法がわかる書類又はその写し

2 プラザは、前項の申請書を受理し、次条第2号及び第3号に定める条件を審査のうえ、機構に転送するものとする。

3 機構が、当該申請に係る助成金の支給の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、プラザに助成金の交付申請が到達してから20日とする。

(助成金の交付条件)

第6条 助成金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 登録者であること。
- (2) プラザが、県内企業と登録者とのマッチングを行ったもの又はリクエスト制度により県内企業からリクエストされたものであること。
- (3) 秋田県内に就業することが条件明示された公共職業安定所又はプラザの求人に応募し、公共職業安定所又はプラザの紹介を受けること。
- (4) この要綱の規定に従うこと。

(助成金の交付決定)

第7条 機構は、プラザを経由して、登録者から助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付すべきと認めたときは、助成金交付決定通知書(様式第2号)により、また、支給することが適当でないと認めたときは、助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条に掲げる助成金の交付決定通知を受けた者は、直ちに請求書(様式第4号)を機構に提出しなければならない。

(助成金の支払い)

第9条 機構は、前条による請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に

助成金を支払うものとする。

(交付決定の取り消し)

第10条 機構は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、交付決定を取り消し、助成金の全額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第11条 助成金の交付を受けた者は、前条による取り消しの通知を受けたときは、速やかに助成金を返還しなければならない。

附 則

Aターン企業面接交通費助成制度取扱要綱（平成19年5月30日一部改正）の全部を改正し、平成20年4月1日から施行する。

Aターン企業面接交通費助成制度における自家用車の取り扱いについて（平成19年5月30日施行）は、廃止する。